

<基本目標2>個別課題ごとの推進すべき取組と実績・評価

第 3 期 計 画		評 価 の 内 容
課題項目	推進すべき主な取組	計画期間中（平成26～29年度）の実績及び評価
① 就業の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市の自立支援センターへ就業支援相談員を派遣し、就業促進に努める。 ○ ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓や求人情報の収集・提供を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援センター（2か所）に就業支援相談員を各2名配置し、就業支援カウンセリングを9,098件実施。就業支援セミナーを年3回以上開催。就業自立実績721人。 ○ 愛知ホームレス就業支援事業推進協議会による求人の確保4,406人。 <p>⇒着実に具体的成果が挙がっており、施策は順調に推進されている。</p>
② 安定した居住場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅の優先入居を実施していく。 ○ 民間賃貸住宅にかかわる関係団体と連携した愛知県あんしん賃貸支援事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅について、ホームレス優先入居枠を年間6戸確保。 ○ 高齢者等の入居を受け入れる民間住宅登録制度に加えその仲介業務を行う団体の登録を行う。2,894戸。 <p>⇒必要な受け皿整備が着実に進んでいる。</p>
③ 保健及び医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康状態の把握に努め、健診を受診しやすい体制の確保を働きかける。 ○ 福祉保健巡回相談等を通じてホームレスの健康状態の把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健サービス支援事業による健康診断受診者27人。 ○ 福祉保健巡回相談の結果、結核患者に対して入院及び退院後の服薬支援を実施。新規登録患者5人。 <p>⇒保健師がホームレスの生活の場への訪問することにより、健康を仲介として自立支援の一端を担っている。</p>
④ 生活に関する相談及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレスの個々のニーズに応じた総合的な生活相談や援助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 愛知共同住宅協会に専門相談業務（平成27年度から開始）を委託。相談件数801件。 <p>⇒電話相談窓口の開設により、住宅に関する相談に全体的に対応している。</p>
⑤ ホームレス自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋市の自立支援センター入所者への就業支援相談、セミナー、企業見学等の就業支援に協力していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援センター（2か所）に就業支援相談員を各2名配置し、就業支援カウンセリングを9,098件実施。就業支援セミナーを開催。就業自立実績721人。【再掲】 <p>⇒入所者に対する就労支援自体は順調に推移しており、毎年度4割以上が就労自立している。</p>
⑥ ホームレスとなることを余儀なくされる恐れのある人たちに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅館借上げ方式を含む緊急一時宿泊（シェルター）事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時生活支援事業（町村域対象）を実施、延べ507人が利用。 <p>⇒平成27年度からは生活困窮者自立支援法の枠組みにより、市における取組も進められている（名古屋市始め13市で実施）。</p>
⑦ 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護状態にある方への迅速な生活保護の適用を徹底していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護によりホームレス状態を脱した人数、1,686人。 <p>⇒生活保護制度は、自立支援センターを持たない名古屋市以外の市町村においてはホームレスの自立についてほぼ唯一の施策として有効に機能している。</p>
⑧ 人権の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般県民の理解を促進するため、講演会の開催等啓発活動を実施していく。 ○ 公立学校において、ホームレス問題を含む人権教育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権週間にホームレス問題講演会を継続して実施。参加人数223人。 ○ ホームレスを含む人権問題や社会的弱者に対する差別・偏見をなくす指導について教員研修を継続して実施。 <p>⇒取組は継続しているものの、依然としてホームレスに対する襲撃事案は根絶できておらず、引き続いての対応が必要と考えられる。</p>
⑨ 地域における生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設の適正な管理が妨げられている場合には、当該施設の管理者は、市町村の福祉部局等と連携し、河川等を含む巡視パトロールや物件の撤去指導等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路パトロールによる巡視、ゴミ等の撤去指導を継続して実施。 <p>⇒施設の管理者と市町村福祉部局との連携は公共施設の適正管理に貢献している。</p>
⑩ 地域における安全の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレスへの襲撃事件・事故発生の防止や事故が発生した時の迅速・的確な対応に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレス関係の事件・事故取扱い件数22件、ホームレス保護件数5件。 <p>⇒警察による事件・事故への対応は、適正に実施されている。</p>
⑪ 民間団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政、民間支援団体、学識者等を交えた「ホームレス自立支援対策推進協議会」を開催し、計画の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレス自立支援対策推進協議会を毎年度開催。 <p>⇒自立支援施策の一部について、実施主体が福祉事務所設置自治体（市部は市、町村部は県）となったことを受け、地域における連携をより一層進めていく必要がある。</p>
⑫ ホームレスを生まない地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画を策定し、その推進により、地域の支援機能の向上を図る。 ○ 民生委員・児童委員活動の円滑な遂行及び充実、委員の資質向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画については、40市町村が策定済み。 ○ 民生委員・児童委員については、新任者への研修を毎年度実施。 <p>⇒取組は継続して実施されている。</p>